

10

異議申立理由補充書

申立人 ローレンス・レベタ

右の者が昭和五八年一月一九日付で行つた公判廷でのメモ禁止命令に対する
異議申立につき、以下のとおり申立理由を補充します。

昭和五八年一二月 日

右申立人

*Report
LAURENCE REPETTA*

右代理人弁護士

秋山幹男
鈴木五十三



同

喜田村洋一

同 三宅 弘



一、傍聴人には憲法上の権利として法廷においてメモをとる権利がある。

(一) 世界人権宣言が、「すべて人は、意見及び表現の自由を享受する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求める受け、及び伝える自由を含む」(一九条)と述べ、また、市民的及び政治的権利に関する国際規約も同様の規定を定めているように、「知る権利」は思想、表現の自由に由来する基本的人権である。日本国憲法二一条一項もすべての人に対し知る権利を保障している。

国家機関が何を行っているかを知る権利は、知る権利の中でもとりわけ重要である。主権者たる人民あるいは国家の行為によって生活や権利を左右される立場にある人々が国家機関の行為を知る権利を保障されなければ、民主主義の実現は

ありえないからである。裁判の公開は、国会の公開、行政機関の情報公開と共に人々の知る権利を保障し、民主主義を実現するため最も重要なものである。

日本国憲法八二条は、裁判は公開しなければならないと定めているが、これは、刑事被告人はじめ裁判を受ける当事者に対し、裁判の公平を保障する趣旨のみにより定められたものではなく、人々に対し裁判について知る権利(情報公開)を保障する趣旨で定められたものである。したがって、何人も憲法上裁判を傍聴する権利があり、やむを得ない合理性理由がなければこれを制限することはできないというべきである。

(二) そして、傍聴人が法廷でメモを取る権利は、傍聴人の裁判を傍聴する権利に当然に含まれると考えられる。メモを取らない限り裁判を十分に知り、伝達することはできないからである。

従って、やむを得ない合理的理由ある場合を除き、傍聴人にメモを禁止することは、傍聴人の知る権利を侵害し(憲法二一条違反)、裁判の公開を定めた憲法八二条に違反するものである。

二、本件裁判長の命令は違憲である。

(一) 御序は、貴社クラブ所属の特定の報道機関に対しても常にメモを許可しているのに、それ以外の一般傍聴人やジャーナリストにはメモを原則として禁止している。しかも、メモの原則的禁止には、憲法上の権利である傍聴の自由を制約することを正当化するに足りる何らの理由も認められない。傍聴人のメモが裁判の公正や審理の進行を現実に阻害することは、通常では全くありえないからである。

従つて、報道機関のみならず、一般傍聴人に対してもメモは禁止すべきではなく、傍聴人のメモが証人の供述に著しく不当な影響を及ぼす具体的な事情がある等の場合にのみ個別的にメモを禁止することが許されるというべきである。

(二) 申立人に対する本件命令は、メモを禁止しなければならない具体的な事情が存在しないのに、昭和五八年一月一八日、及びそれ以後の全公判期日（判決宣告期日を含む）について一律にメモを禁止したもので、正当な理由なく申立人の傍聴の権利・メモの権利を侵害するもので、憲法二二条一項、憲法八二条一項、二項に違反するものである。

三、よって、すみやかに申立に対する決定を下されたい。

申立人は、すでに一月一九日に異議申立を行つてゐるにもかかわらず、今まで決定を下されないのは極めて不可解である。その間に一二月一三日には公判が開かれており、申立人は、異議申立の利益を一部喪失させられている。このような決定の遅滞は、申立人の権利を違法に侵害するものといわなければならない。なお、刑訴法三〇条第二項は、裁判長の処分に対する異議申立権者として傍聴人を例示していないが、この規定は裁判長の違法又は不当な処分がなされた場合に、処分を受けた者に異議申立権を賦与した規定と解せられるから、メモを禁止された傍聴人も同項によつて異議申立をなすことができると思すべきである。

傍聴人にメモの権利を認める以上、これを侵害された場合に不服申立の権利を認めるのでなければ「適正手続」に反することになるから、右のように解するのではなくてはならない。

(仮に裁判所が傍聴人には異議申立を行う適格がないとの見解をもつたとしても、申立に対しても応答しないことは許されない。申立に対して裁判所が何ら応答もせず、申立を握りつぶすようなことになつた場合には、申立人は、申立の適否について当該裁判所さらには上級審の判断を求めることが不可能となつてしまふ)。

申立人代理人目録

東京都港区虎ノ門三丁目三番三号

虎ノ門ビル六階

電話 (四三一) 八三九一

申立人代理人

弁護士 秋山幹男

東京都千代田区平河町一丁目九番三号
京商ビル5階

電話 (二六二) 九九八一
同 鈴木五十三

右同所

喜田村洋一

東京都新宿区荒木町四番四号
森初ビル四階

電話 (三四一) 五二七一
同 三宅弘

(なお、事務上の連絡は、右秋山幹男宛とされたい)